

三菱UFJ年金ニュース 特別版

# 最近の年金関連トピックス

2026年10月

人をつなぐ。未来をつなぐ。

三菱UFJ信託銀行

世界が進むチカラになる。



# 目次

---

|                                                 |       |
|-------------------------------------------------|-------|
| 本資料掲載のトピックス                                     | ・・・2  |
| 1. 公的年金及び企業年金制度関連                               |       |
| 1-1. iDeCo加入可能年齢の引上げ等に伴うDC施行規則等の一部改正が公布         | ・・・5  |
| 1-2. 第3回「確定拠出年金制度の運用改善等に関する有識者懇談会」の開催           | ・・・8  |
| 1-3. DB年金の2026年3月決算積立状況等                        | ・・・11 |
| 1-4. 第1回「国民年金第3号被保険者制度等に関する検討会」の開催              | ・・・20 |
| 1-5. 上場企業の退職給付会計数値の集計結果(2025年度)                 | ・・・22 |
| 2. その他トピックス                                     |       |
| 2-1. 男女共同参画局、「女性版骨太の方針2026」を公表                  | ・・・26 |
| 2-2. 政府、「経済財政運営と改革の基本方針2026(原案)」と「日本成長戦略(案)」を公表 | ・・・28 |
| 2-3. 政府、「経済財政運営と改革の基本方針2026」と「日本成長戦略」を閣議決定      | ・・・30 |
| 2-4. コーポレートガバナンス・コードの改訂                         | ・・・32 |
| 3. 年金ニュース・年金メールマガジン発行履歴(2026年7月～9月)             | ・・・34 |

# 本資料掲載のトピックス

## DB年金の2026年3月決算積立状況等 ⇒ P11～P19

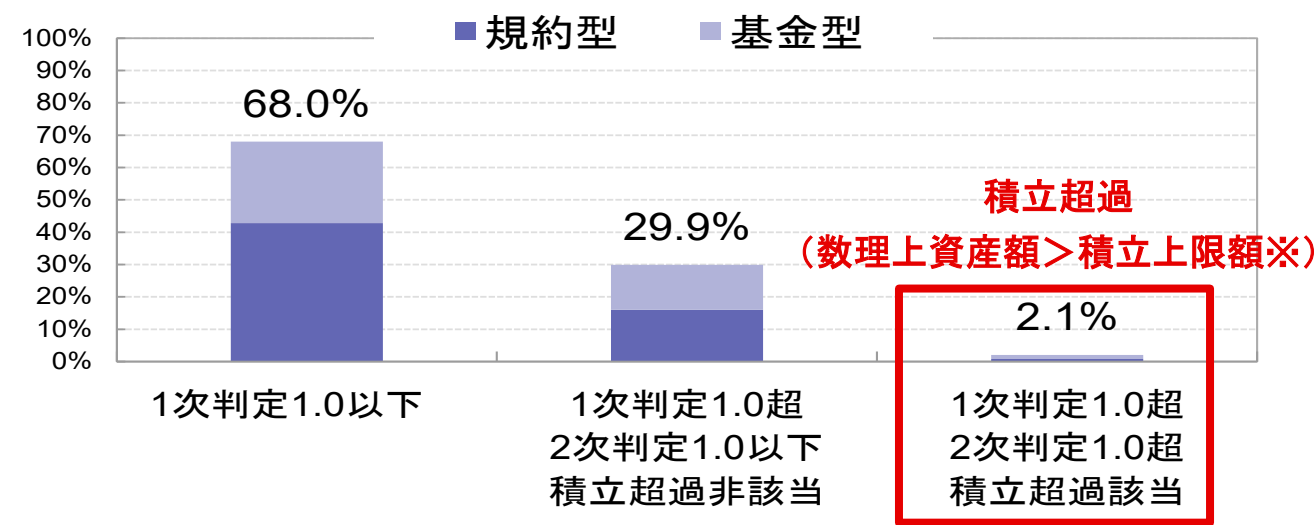
- DB年金の財政検証は、①継続基準、②非継続基準、③積立超過の3本柱
- ①②は「資産が不足していないか」、③は「資産が超過していないか」を検証
- ③積立超過(数理上資産＞積立上限額)に抵触すると、掛金を控除・停止
- 近年の金利上昇に伴い、③積立超過に抵触しやすくなっている

### 2026年3月財政検証結果

- 大部分の制度は継続基準、非継続基準を充足

| 区分    | 積立比率         | 積立比率 |      |      | 抵触割合 |
|-------|--------------|------|------|------|------|
|       |              | 全体平均 | 基金型  | 規約型  |      |
| 継続基準  | 純資産額／財政均衡下限額 | 1.54 | 1.51 | 1.55 | 1%   |
|       |              |      |      |      |      |
| 非継続基準 | 純資産額／最低積立基準額 | 1.64 | 1.57 | 1.69 | 4%   |
|       |              |      |      |      |      |

- 積立超過(数理上資産＞積立上限額)への抵触割合は2%



※積立上限額＝(積立上限額用数理債務と最低積立基準額のうち大きい額) × 1.5

↓

30年国債利回りの5年平均で割引計算

下限予定利率＝(10年国債利回りの1年平均、5年平均のうち小さい率)で割引計算



# 本資料掲載のトピックス

## 積立超過に抵触した場合の対応、スケジュール

- 抵触時点から見て、翌々年度の最初の掛金拠出までに掛金控除を開始（前倒しも可）
- 抵触時点の超過額（＝数理上資産額－積立上限額）と利息を掛金から控除

## 掛金控除方法

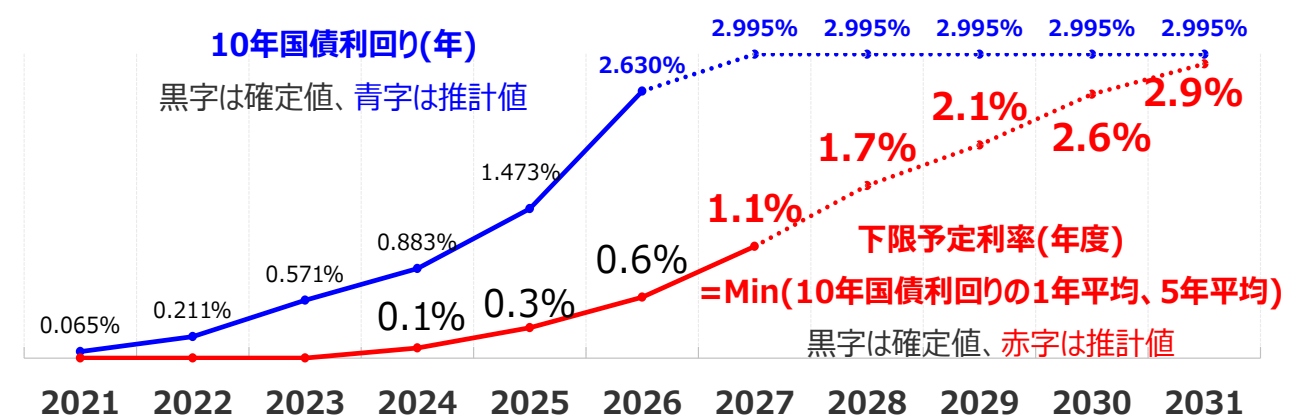
- 前詰方式、元利均等方式があり、いずれかの方式を任意に選択

| 方式   | 控除の考え方                  | イメージ図 |
|------|-------------------------|-------|
| 前詰   | 超過額に下限予定利率で利息を付加し前詰めで控除 |       |
| 元利均等 | 超過額に下限予定利率で利息を付加し均等に控除  |       |

## 今後の見通し

- 金利上昇に伴い、下限予定利率※<sup>1</sup>も上昇  
仮に2026年9月の10年国債応募者利回り2.995%が継続すると、2031年度下限予定利率は2.9%
- 金利が上昇すると、積立上限額用数理債務※<sup>2</sup>、最低積立基準額※<sup>3</sup>ともに減少、結果として積立上限額※<sup>4</sup>も減少するため、積立超過に抵触しやすくなる

※<sup>1</sup> 下限予定利率＝10年国債利回りの1年平均、5年平均のうち小さい率  
※<sup>2</sup> 下限予定利率で割引計算      ※<sup>3</sup> 30年国債利回りの5年平均で割引計算  
※<sup>4</sup> 積立上限額＝（積立上限額用数理債務と最低積立基準額のうち大きい額）× 1.5



---

## 1. 公的年金及び企業年金制度関連

# 1-1. iDeCo加入可能年齢の引上げ等に伴うDC施行規則等の一部改正が公布

- ・ 2026年6月30日、iDeCoの加入可能年齢の70歳への引上げに伴い、第5号加入者の新設や掛金変更、資格喪失、経過措置等を定める関係省令・命令が公布された

三菱UFJ年金ニュースNo.576【配信日】2026年7月2日

## 改正のポイント

- 6月30日「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和7年改正法）の一部の施行に伴う関係省令の整備等及び経過措置に関する省令」（※1）、「確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部を改正する命令」（※2）が公布されました。

[（※1）社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等及び経過措置に関する省令について](#)

[（※2）確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部を改正する命令について](#)

- ・ iDeCoの加入可能年齢の70歳までの引上げに伴い、第5号加入者が新設されたため、DC施行規則等の規定整備が行われました。

## 主な改正内容と経過措置

1. **iDeCoの加入者掛金の変更回数の例外規定の追加**
  - ・ 例外規定として、国民年金付加保険料の納付又は国民年金基金の掛金の額が引き上がることによる変更を追加
2. **iDeCoの第5号加入者の喪失事由の規定整備**
  - ・ 企業型DCやDB等から資産を移換する申出をしようとする者が、iDeCoの加入者の資格取得後、3カ月以内に申出をしなかった場合は、iDeCoの加入者の資格を喪失
3. **運営業務報告書様式8号及び（運営令）業務報告書様式7号の改正**
  - ・ DC拠出限度額の引上げ及び企業型DCマッチング拠出の制限撤廃等に関する様式変更
4. **iDeCoの第5号加入者となれるものの経過措置の申出に係る細則を規定**
  - ・ 2026年12月1日から起算して3年を経過する日までの間、一定の要件に該当した者は、第5号加入者となることができることとされたことを踏まえ、経過措置の申出に係る細則を規定
5. **企業型DC及びiDeCoの加入者掛金額等の変更に関する経過措置**
  - ・ 2026年12月1日から1年間は、改正前の拠出限度額より多い額となるように企業型DCの加入者掛金額又は、iDeCoの加入者掛金額もしくは中小事業主掛金額を引上げる場合を掛金変更回数制限の例外とする経過措置を規定

## 施行期日

- 施行期日：2026年12月1日

# 1-1. iDeCo加入可能年齢の引上げ等に伴うDC施行規則等の一部改正が公布

## 改正内容

|                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| iDeCoの加入者掛金の変更回数<br>の例外規定<br>の追加 | <p>【DC則第38条第1号】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>iDeCoの加入者掛金額はiDeCoの加入者区分の変更に伴い変更する場合及び厚生労働省令で定める場合を除き拠出単位期間につき1回に限り変更が可能。</li> <li>この厚生労働省令で定める場合として、企業型DCの事業主掛金額等が引き上がることにより、iDeCo加入者掛金額が拠出限度額を超えることとなる場合において、合計額が当該拠出限度額を超えないようにiDeCoの加入者掛金額を引き下げることが定められている。</li> </ul> <p>＜これに対して次の例外規定を追加＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国民年金付加保険料の納付又は国民年金基金の掛金の額が引き上がることにより、iDeCo加入者掛金額が拠出限度額を超える場合において、当該拠出限度額を超えないようにiDeCo加入者掛金額を引き下げることが追加</li> </ul> |
| 第5号加入者の資格喪失事由の規定整備               | <p>【DC則第39条の2、DC法第 62条第4項各号列記以外の部分及び同項第8号】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第5号加入者のうち、企業型DCやDB等の企業年金から資産を移換する申出をしようとする者が、iDeCoの加入者の資格を取得した後、3カ月以内に当該申出をしなかった場合、3カ月経過した日に、iDeCoの加入者資格を喪失する</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 運営管理業務報告書様式第8号の改正                | <ul style="list-style-type: none"> <li>DC拠出限度額の引上げ及び企業型DCマッチング拠出の制限撤廃等を踏まえ、当該様式中の拠出限度額に係る表において「行」を追加する改正等を行う</li> <li>2026年12月1日以後に終了する事業年度に係る報告書について適用し、同日前に終了した事業年度に係る報告書については、従前の様式とする</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| (運管令) 業務報告書様式第7号の改正              | <ul style="list-style-type: none"> <li>DC拠出限度額の引上げ及び企業型DCマッチング拠出の制限撤廃等を踏まえ、当該様式中の拠出限度額に係る表において「行」を追加する改正等を行う</li> <li>簡易企業型年金の仕組みの廃止に伴い、当該様式中の簡易企業型年金に係る表及び記載を削除する</li> <li>2026年12月1日以後に終了する事業年度に係る報告書について適用し、同日前に終了した事業年度に係る報告書については、従前の様式とする</li> </ul>                                                                                                                                                                                                              |

## 【経過措置】

|                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| iDeCoの第5号加入者となるものの経過措置の申出に係る細則を規定 | <p>【経過措置の申出に係る細則を規定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第5号加入者の新設に際し、2026年12月1日から起算して3年を経過する日までの間は、次の①又は②に該当する者であって、申出時点で日本国内に住所を有する60歳以上70歳未満のものは、第5号加入者となることができるとされたことを踏まえ、国民年金基金連合会に提出する申出書の記載事項及び添付書類を規定</li> </ul> <p>【令和7年改正法附則第33条第1項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①2026年12月1日において、iDeCoの加入者に該当せず、かつ、2026年12月1日までの間において、国民年金の被保険者であった者<br/>(例) 2026年12月1日時点で60歳以上であるため国民年金被保険者ではないが、過去には国民年金被保険者であった者</li> <li>②2026年12月1日から起算して1年以内に、iDeCoの第1号～第4号加入者に該当しなくなった者(例) 2026年12月1日時点で59歳の者</li> </ul> |
| 掛金額の変更回数<br>の例外規定<br>の経過措置        | <ul style="list-style-type: none"> <li>DC拠出限度額の引上げに際して、2026年12月1日から2027年11月30日までの間は、改正前の拠出限度額より多い額となるように、企業型DCの加入者掛金額又は iDeCoの加入者掛金額、もしくは中小事業主掛金額を引き上げる場合を、それぞれの掛金の変更回数の制限の例外とする(第5号加入者に係る iDeCoの加入者掛金及び中小事業主掛金を引き上げる場合を除く)</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                          |

# 1-1. iDeCo加入可能年齢の引上げ等に伴うDC施行規則等の一部改正が公布

## ご参考

### < iDeCo加入可能年齢の70歳までの引上げ >

- 60歳以上70歳未満の者で一定の要件に該当するものを、新たに、iDeCoの「第5号加入者」とする

| 加入者の種別                | ～59歳     | 60～64歳 | 65～69歳 | 70歳～ |
|-----------------------|----------|--------|--------|------|
| 国民年金被保険者<br>(第1号・第3号) | 60歳まで加入可 | 70歳に延長 |        |      |
| 国民年金の任意加入者            | 65歳まで加入可 |        | 70歳に延長 |      |
| 厚生年金被保険者              | 65歳まで加入可 |        | 70歳に延長 |      |

### <用語解説> 第5号加入者の加入要件

- 2025年改正前のDC法の規定において、iDeCoに加入することができない60歳以上70歳未満の者であって以下のいずれかに該当する者  
(但し、老齢基礎年金及びiDeCoの老齢給付金等の受給者及び企業型年金加入者掛金を拠出する者等を除く)
  - ① iDeCo加入申出の日の前日においてiDeCo加入者であった者、iDeCo運用指図者であった者
  - ② 企業型確定拠出年金の資産のiDeCoへの移換の申出をした者
  - ③ 確定給付企業年金の脱退一時金相当額や残余財産のiDeCoへの移換の申出をしようとする者
  - ④ 企業年金連合会からiDeCoへの積立金の移換の申出をしようとする者

### <ご参考> 本件に関連する過去の年金ニュース

◆年金ニュース No.570「DC拠出限度額引上げ等に関する政令の公布について」

◆年金ニュース No.575「iDeCo加入可能年齢の引上げに伴う関係省令等の改正に関する意見募集が開始」

## 1-2. 第3回「確定拠出年金制度の運用改善等に関する有識者懇談会」の開催

- ・ 2026年7月1日、第3回「確定拠出年金制度の運用改善等に関する有識者懇談会」が開催
- ・ 制度の更なる普及・利用促進を図る観点から、有識者及び関係団体に現状の課題をヒアリングした内容を整理し、利用者目線での制度運用の改善等すべき点について議論を深めた

～以下、メールマガジン「第3回「確定拠出年金制度の運用改善等に関する有識者懇談会」の開催」転載～  
【配信日】2026年7月3日

7月1日、第3回「確定拠出年金制度の運用改善等に関する有識者懇談会（以下、懇談会）」（※1）が開催されましたので、主な内容をお伝えします。

### <今回の議題>

#### ○ヒアリングを踏まえた課題の整理

- ・制度の更なる普及・利用促進を図る観点から、有識者及び関係団体に現状の課題をヒアリングした内容を整理し、利用者目線での制度運用の改善（使い勝手・事務効率の向上）に取り組み、改善等すべき点の議論を深める

#### 【現状の課題】

##### (1)利用者目線での使いにくさ・分かりにくさ

- ・転職時等における必要な手続きや対応が分かりにくく対応が遅れる・滞るケースが見られる
- ・拠出限度額や制度区分が多様である等、制度の仕組みや手続きが複雑であり、利用者にとって理解が容易でない
- ・企業型DC、iDeCo、NISA等、それぞれの制度の関係性がわかりづらい

##### (2)関係機関における事務の効率性

- ・制度運営に複数の関係機関が関与しており、手続きが複雑で分かりにくくなる要因となっている
- ・デジタル化は進展しているものの、利用者目線での一元的なオンライン手続きの実現には引き続き課題がある

##### (3)商品選択の場面での情報活用・制度的な課題

- ・運用商品の内容、コスト、リスク等に関する説明・理解が十分でない場合がある
- ・投資教育を含む情報提供が必ずしも具体的な行動につながっていない場合がある
- ・除外手続や本数制限など、商品選択に関係するルールについて、効率化等見直しの余地があると思われる場合がある

##### (4)自動移換・ポータビリティに係る課題

- ・自動移換後の資産は、現金化されて管理され、運用されない
- ・移換の仕組みや必要な手続きについて、利用者に必ずしも十分に認識されていない場合があり、手続きもわかりにくい

## 1-2. 第3回「確定拠出年金制度の運用改善等に関する有識者懇談会」の開催

### 【具体化に向けて取り組む事項】(短期的な課題)

#### (1) デジタル手続きの推進・事務効率化等

- ・iDeCoの手続き効率化の検討
- ・iDeCoプラスの手続き効率化の検討
- ・移換手続等の諸課題について、厚労省主導による関係機関横断での検討等

#### (2) 企業型確定拠出年金の規約審査実務にかかる見直し

- ・審査基準の相違の是正に向け、規約例の作成、解釈通知の見直し等の検討
- ・申請・届出に伴う添付書類の省略の検討
- ・審査手続きのオンライン化の検討等

#### (3) 情報提供・投資教育の改善

- ・公的年金シミュレーター等を通じた具体的な行動につながる情報提供
- ・利用者の理解の程度に応じた段階的な情報提供の工夫
- ・投資教育の充実、事業主への働きかけの推進の検討
- ・企業年金の運用等の見える化システムの構築に際し、企業型DCの運営改善に資する情報発信の在り方についての検討等

### 【今後検討を深める事項】(中長期的な課題)

#### (1) 利用者目線での制度の分かりやすさ、使いやすさ

- ・制度全体としての分かりやすさ、使いやすさの向上
  - ※適切な商品選択に向けた改善(商品選定方法・ルール、情報提供や支援の充実等)
  - ※資産移換手続の負担軽減や分かりやすさの確保(自動移換にかかる改善等)
  - ※拠出限度額の設定や管理の在り方
  - ※中途引き出しの在り方

#### (2) 制度運営・基盤

- ・制度運営主体や役割分担の在り方
- ・関係機関による業務運営の効率性、ガバナンス

### <構成員からの主な意見>

- ・DCの本来の目的を達成するための仕組みづくりが重要である
- ・本日挙げられた課題について速やかな検討が求められる
- ・課題が多岐にわたるが、それぞれの課題に対しての最適解であったとしても、制度全体では必ずしも最適解にならない場合があることにも考慮が必要であり目標の共有化が大事である
- ・情報提供しても動かない人に対してはデフォルト等の仕組みで解決することも必要
- ・企業型DCとiDeCoは役割が異なり、規制を分けて考えることも検討すべき
- ・加入者の運用時の満足度向上のみならず、給付時の満足度向上のための改善策が必要
- ・NISAと比較して、良いところを取り入れていったらどうか

## 1-2. 第3回「確定拠出年金制度の運用改善等に関する有識者懇談会」の開催

### <今後の予定について>

- ・次回の懇談会の開催時期等については明らかにされておりませんが、今回示された課題への対応策について、今後議論が進められていく見込みです

(※1)「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」等において資産運用立国の施策を推進させ、国民の長期・安定的な資産形成を支援するため、企業型DC・iDeCoの更なる推進が求められ、DCの普及・促進の観点から運用改善等の議論を行うために設置されたもの

### <ご参考資料>

○厚生労働省 第3回「確定拠出年金制度の運用改善等に関する有識者懇談会」(2026年7月1日)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_74171.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_74171.html)

○内閣官房「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」(2025年6月13日)p70

[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii\\_sihonsyugi/pdf/ap2025.pdf#page=74](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/pdf/ap2025.pdf#page=74)

# 1-3. DB年金の2026年3月決算積立状況等

- 2026年3月のDB年金決算における継続基準の積立水準の平均は1.54  
⇒全てのDB制度は掛金見直し不要
- 非継続基準の積立水準の平均は1.64  
⇒96%のDB制度は追加掛金の計算不要
- 2%のDB年金が積立超過に該当し、掛金控除・停止が必要

三菱UFJ年金ニュースNo.577【配信日】2026年8月4日

## ポイント

- 2026年3月末に決算を迎えた弊社総幹事先DB年金388件  
(基金型157件、規約型231件)について、積立水準等の集計を行いましたのでご案内します。  
(全てのDB年金を対象とした集計ではないことにご留意ください)
- 継続基準の積立水準※1の平均⇒1.54  
全てのDB年金が継続基準による掛金の見直しは不要でした。
- 非継続基準の積立水準※2の平均⇒1.64  
96%のDB年金が非継続基準による追加掛金の計算は不要でした。
- 積立超過:2%のDB年金が積立超過に該当し、掛金控除・停止が必要になりました。

※1 純資産額／財政均衡下限額

※2 純資産額／最低積立基準額

|                          |          |
|--------------------------|----------|
| 1. 継続基準(1)               | ..... 12 |
| 積立比率(=純資産額／財政均衡下限額)      |          |
| (数理上資産額＋許容繰越不足金)／財政均衡下限額 |          |
| 継続基準(2)                  | ..... 14 |
| 潜在的な積立比率(=純資産額／数理債務)     |          |
| 特別掛金の残余償却期間              |          |
| 継続基準(3)                  | ..... 15 |
| 予定利率                     |          |
| 2. 非継続基準                 | ..... 16 |
| 積立比率(=純資産額／最低積立基準額)      |          |
| 追加掛金計算の要否                |          |
| 3. 積立超過                  | ..... 17 |
| 4. 運用実績                  | ..... 18 |
| 5. 成熟度                   | ..... 19 |
| 受給者数／加入者数                |          |
| 給付額／掛金額                  |          |

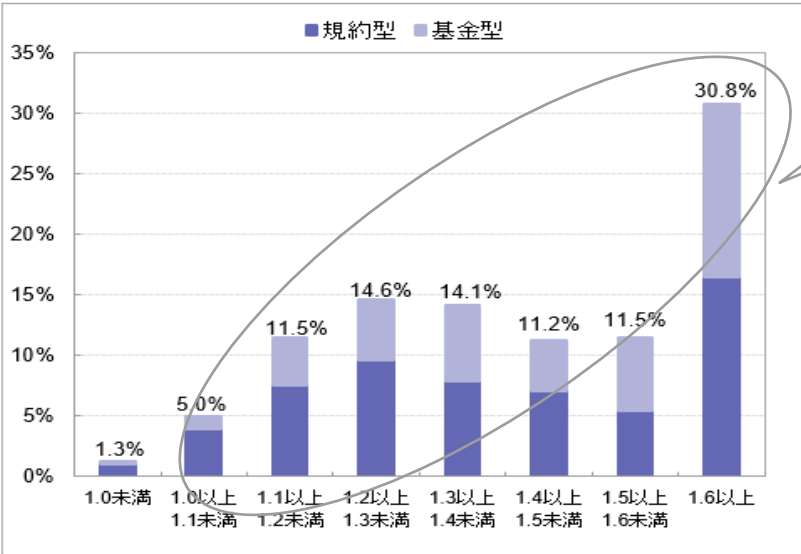
# 1-3. DB年金の2026年3月決算積立状況等

## 1. 継続基準(1)

- ✓ 継続基準の財政検証とは、純資産額が計画どおりに積み立てられているかを検証するものです。
- ✓ DB法令上は責任準備金に対する積立比率を検証しますが、「責任準備金 $\geq$ 財政均衡下限額」となるため、「純資産額 $\div$ 責任準備金 $\geq$ 「純資産額 $\div$ 財政均衡下限額 $\geq 1.0$ であれば、継続基準を充足します。
- ✓ 「(数理上資産額+許容繰越不足金) $\div$ 財政均衡下限額 $\geq 1.0$ であれば、継続基準による掛金の見直しは不要です。

積立比率(=純資産額 $\div$ 財政均衡下限額)

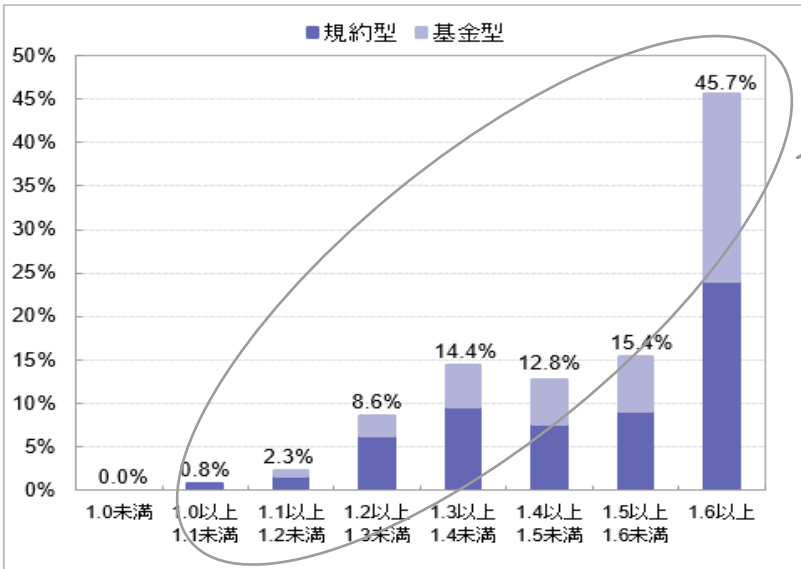
| 全体平均 | 基金型  | 規約型  |
|------|------|------|
| 1.54 | 1.51 | 1.55 |



99%のDB年金が  
継続基準を充足

(数理上資産額+許容繰越不足金) $\div$ 財政均衡下限額

| 全体平均 | 基金型  | 規約型  |
|------|------|------|
| 1.69 | 1.66 | 1.71 |

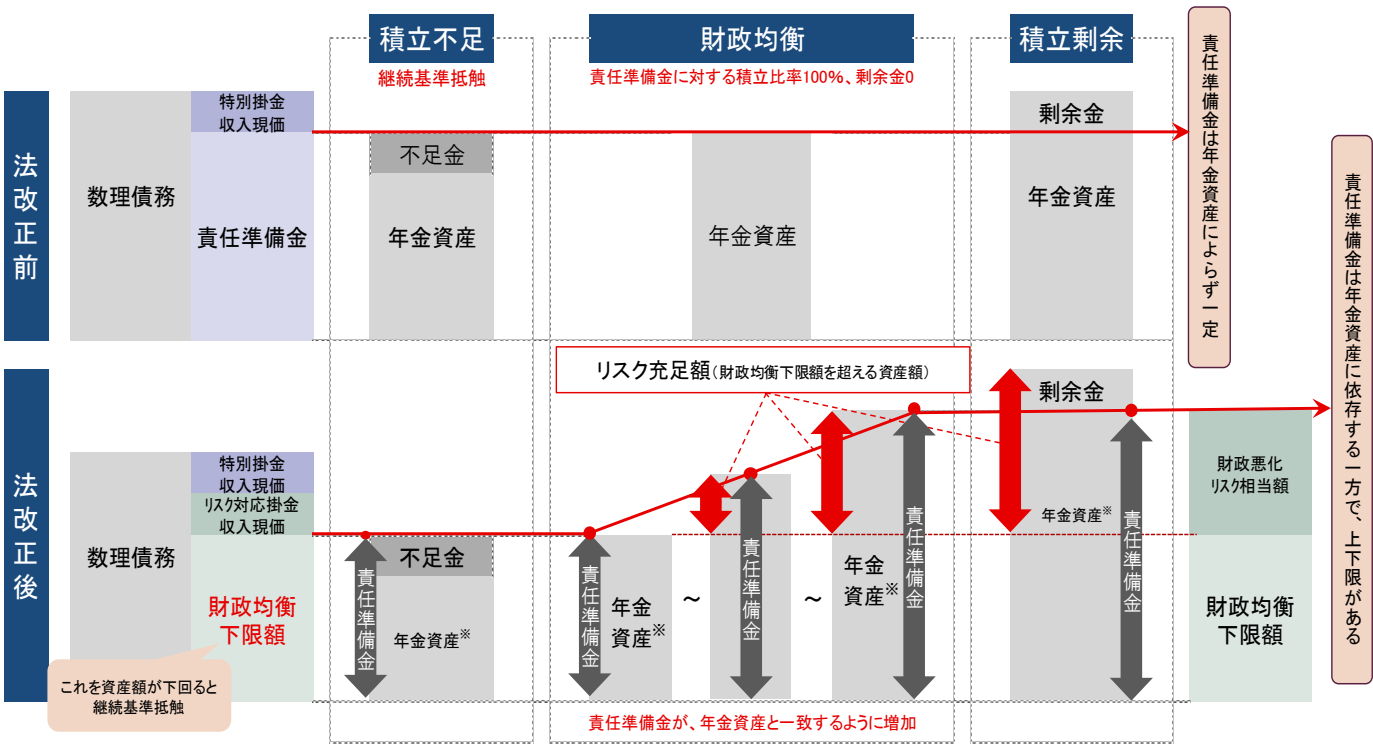


全てのDB年金で  
掛金見直し不要

# 1-3. DB年金の2026年3月決算積立状況等

## 《補足》「財政均衡下限額」について

- 2017年1月施行の法改正により、責任準備金の定義が変更されました。
- 「財政均衡」の範囲内であれば、責任準備金は年金資産に連動します。
- このため、年金資産を責任準備金対比で評価すると、財政均衡の場合に、継続基準抵触ラインに対する財政上の余力が分かりづらくなります。
- よって、本ニュースでは、実質的な積立状況を確認できるよう、『財政均衡下限額』を積立比率の算定基準に使用しています。当積立比率が1.0以上の場合、責任準備金を用いる法令上の積立比率も1.0以上です。



※ 正確には、「年金資産一別途積立金(当年度基本金処理前)ー承継事業所償却積立金」。

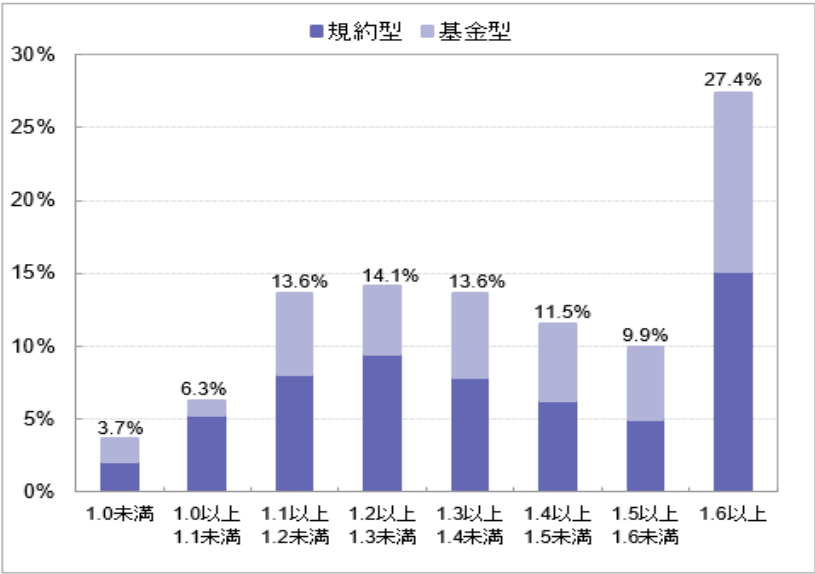
# 1-3. DB年金の2026年3月決算積立状況等

## 1. 継続基準(2)

- ✓ 継続基準(1)の財政均衡下限額に対する積立比率は、未償却過去勤務債務の償却が予定どおりに進むと仮定した場合のものです。
- ✓ 未償却過去勤務債務があると、加入者や基準給与の減少等による将来の収入不足の影響を受けることがあります。
- ✓ そのため、数理債務に対する積立比率を捉えておくことも重要です。

潜在的な積立比率(＝純資産額／数理債務)

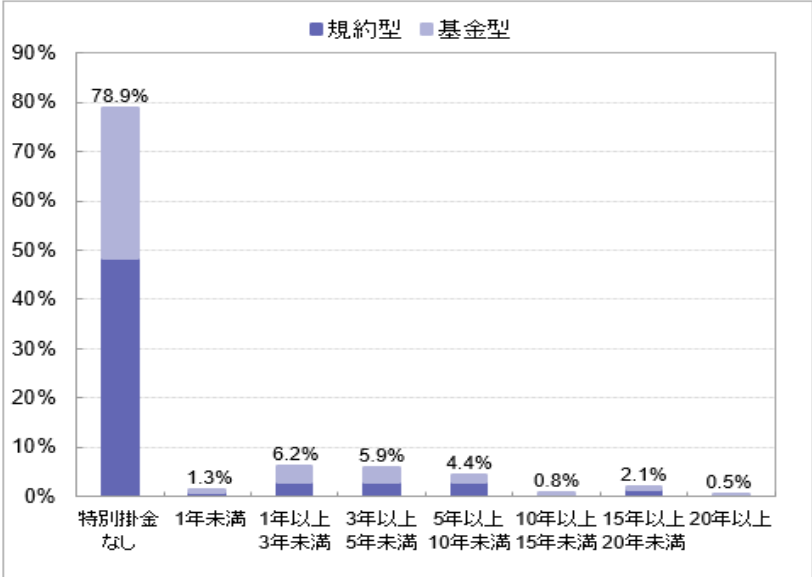
| 全体平均 | 基金型  | 規約型  |
|------|------|------|
| 1.49 | 1.46 | 1.51 |



特別掛金の残余償却期間※

| 全体平均 | 基金型 | 規約型 |
|------|-----|-----|
| 1年   | 1年  | 1年  |

※ 同一制度で特別掛金が多数ある場合は最長年数



# 1-3. DB年金の2026年3月決算積立状況等

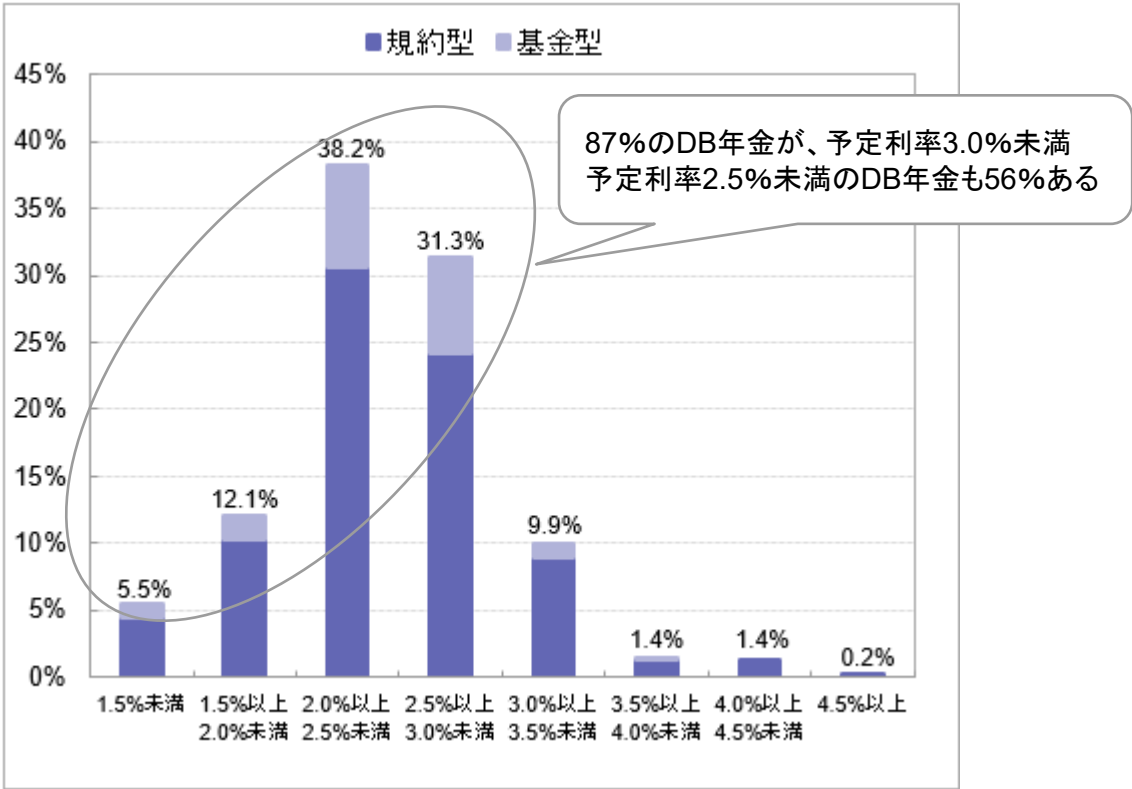
## 1. 継続基準(3)

- ✓ 予定利率が低い程、安定的な運用が可能となります。
- ✓ わずかながら予定利率の平均は低下しました。

予定利率※(過去1年間の決算先を集計)

※ 同一制度で予定利率が複数ある場合は最も低い率

| 全体平均  | 基金型   | 規約型   |
|-------|-------|-------|
| 2.20% | 2.14% | 2.22% |



《参考》2025年3月末決算の予定利率平均値

| 全体平均  | 基金型   | 規約型   |
|-------|-------|-------|
| 2.21% | 2.10% | 2.24% |

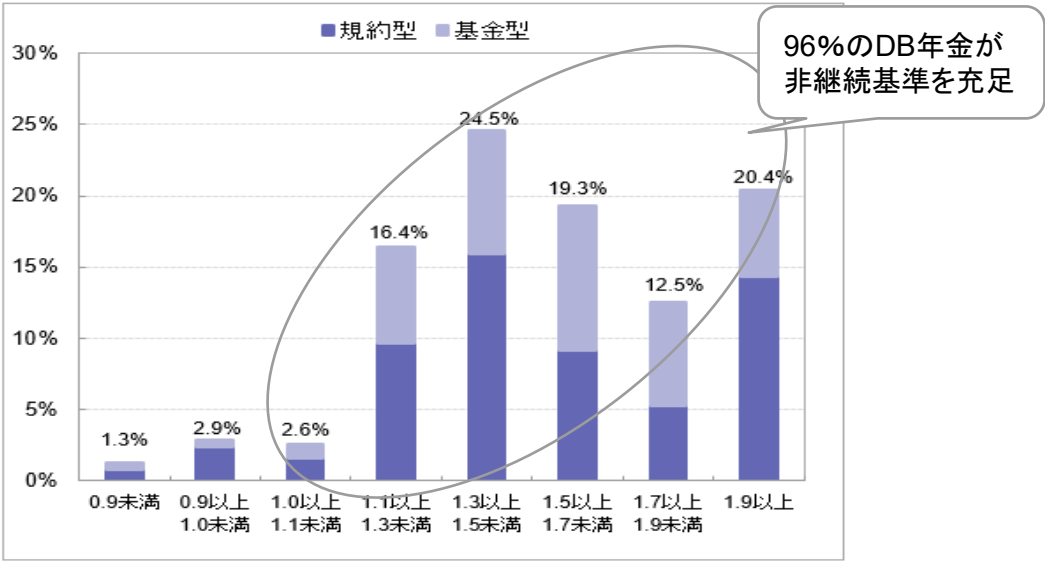
# 1-3. DB年金の2026年3月決算積立状況等

## 2. 非継続基準

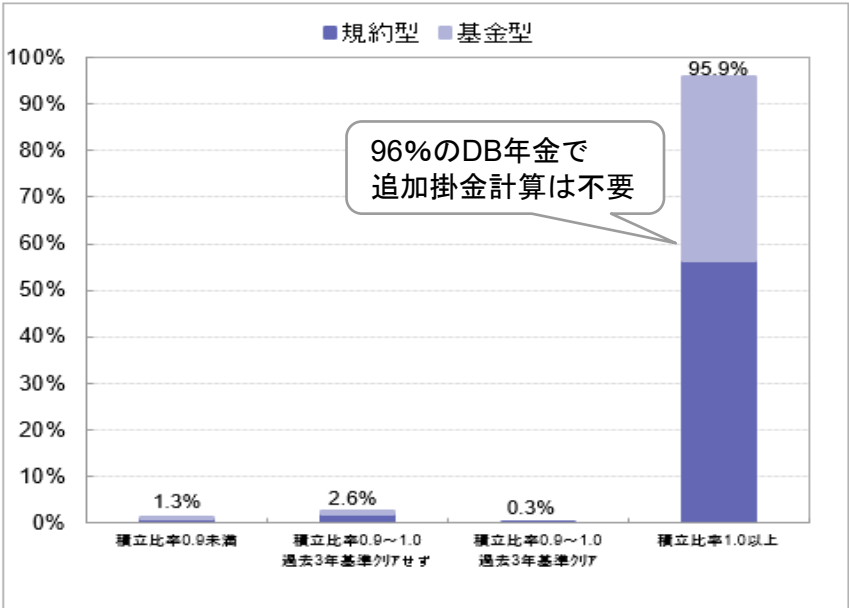
- ✓ 非継続基準の財政検証とは、決算日時点で制度を終了すると仮定した場合に、過去の加入者期間に見合った給付に必要な純資産額が積み立てられているかを検証するものです。
- ✓ 「純資産額/最低積立基準額 $\geq 1.0$ 」であれば、非継続基準を充足します。
- ✓ 「純資産額/最低積立基準額 $\geq 0.9$ 」で、過去3年のうち2回以上非継続基準を充足していれば追加掛金計算は不要です。

積立比率(＝純資産額/最低積立基準額)

| 全体平均 | 基金型  | 規約型  |
|------|------|------|
| 1.64 | 1.57 | 1.69 |



追加掛金計算の要否



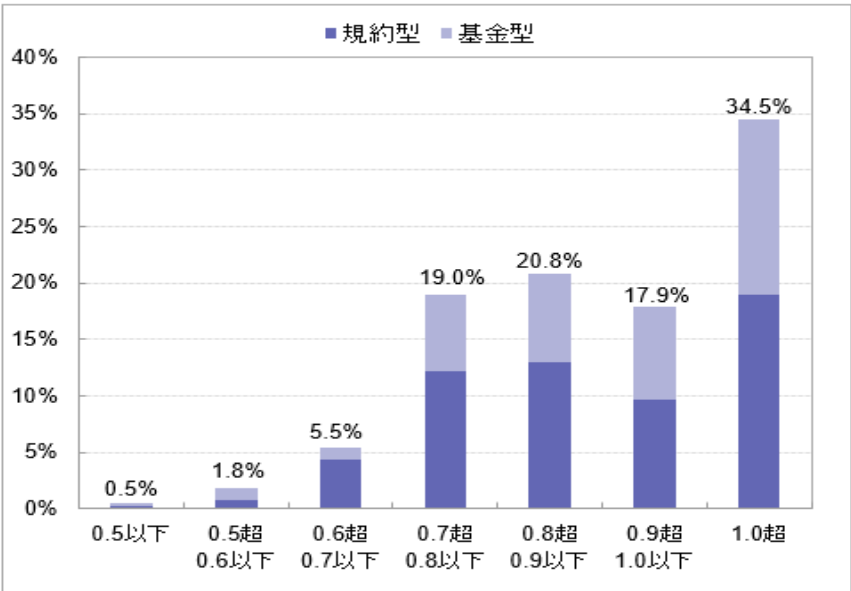
# 1-3. DB年金の2026年3月決算積立状況等

## 3. 積立超過

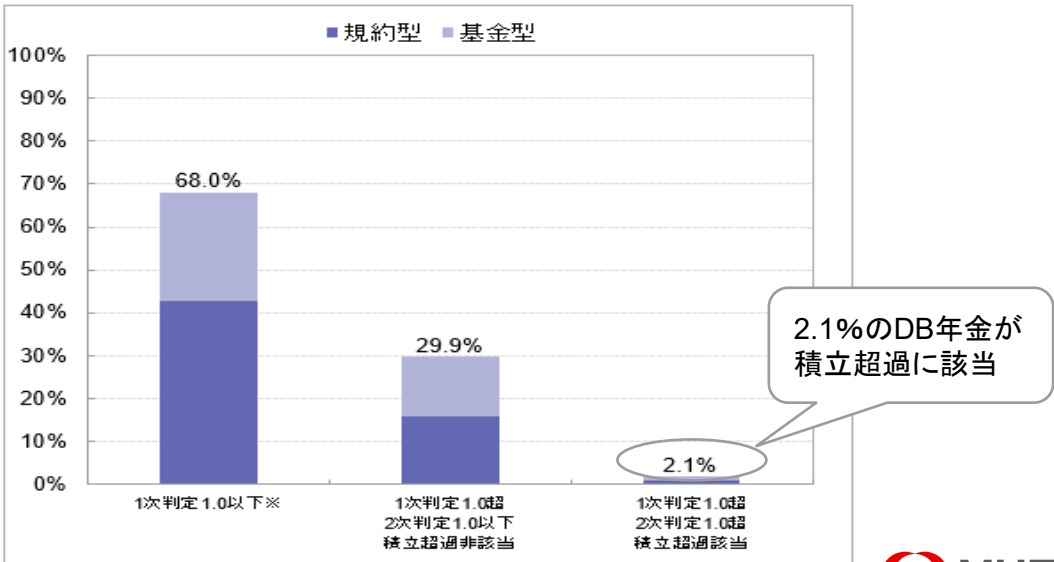
- ✓ 1次判定:「数理上資産額／((数理債務と最低積立基準額のうち大きい額) × 1.5) > 1.0」のとき、2次判定が必要となります。
- ✓ 2次判定:「数理上資産額／((積立上限額用数理債務と最低積立基準額のうち大きい額) × 1.5) > 1.0」のとき、積立超過に該当し、掛金控除・停止が必要となります。

1次判定  
(=数理上資産額／(Max(数理債務、最低積立基準額) × 1.5))

| 全体平均 | 基金型  | 規約型  |
|------|------|------|
| 1.03 | 0.96 | 1.08 |



## 積立超過の該当有無



17 ※1次判定1.0以下には、掛金の額が零であり、積立上限額の計算(2次判定)を行わない場合等を含めているため、1次判定の積立比率1.0以下の合計とは比率が異なる場合があります。

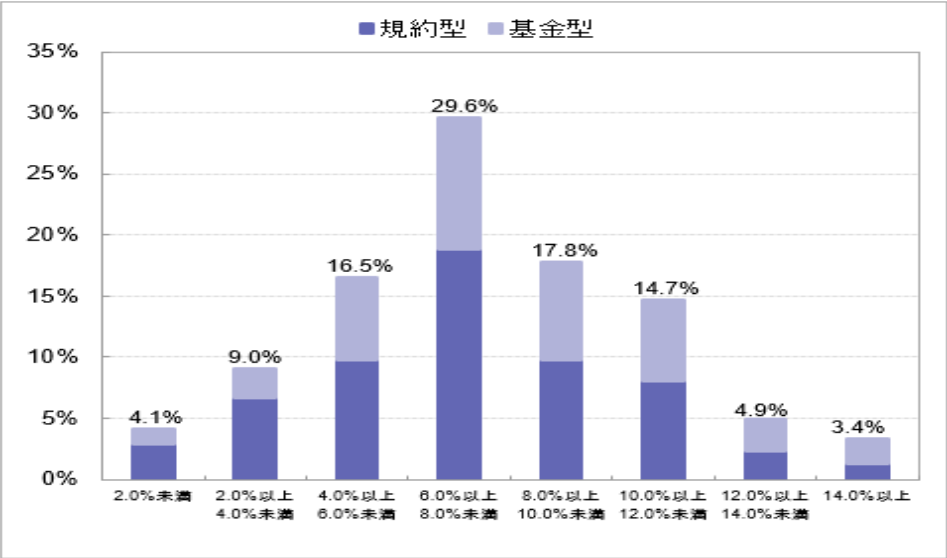
# 1-3. DB年金の2026年3月決算積立状況等

## 4. 運用実績

✓ 一般的に、株式割合の多寡によって運用結果は大きく変わります。

| 時価ベース利回り※ | 全体平均  | 基金型   | 規約型   |
|-----------|-------|-------|-------|
|           | 7.58% | 8.09% | 7.23% |

※運用報酬等控除後の数値



累積市場収益率(決算月前1年間)

| 資産クラス  | 国内債券            | 国内株式       | 外国債券                 | 外国株式                       |
|--------|-----------------|------------|----------------------|----------------------------|
| 収益率    | -5.37%          | 34.65%     | 12.39%               | 26.59%                     |
| インデックス | NOMURA-BPI (総合) | TOPIX(配当込) | FTSE世界国債 (除く日本、円ベース) | MSCI-KOKUSAI (円ベース、税別、配当込) |



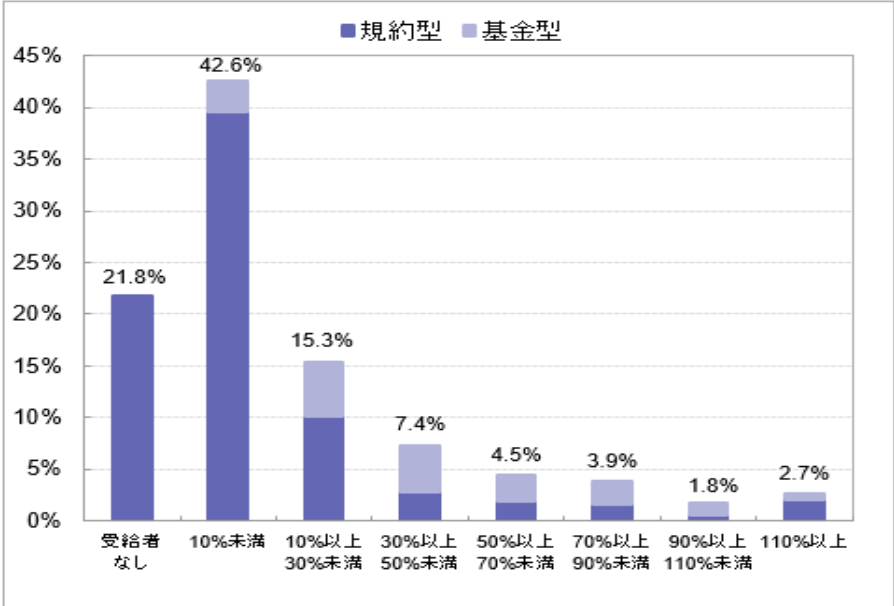
# 1-3. DB年金の2026年3月決算積立状況等

## 5. 成熟度

✓ 制度設立後の経過年数にしたがって成熟度が高まるのは、年金制度として自然な現象と言えます。  
なお、成熟度が高い場合、一般的にはリスク抑制的な運用が望まれます。

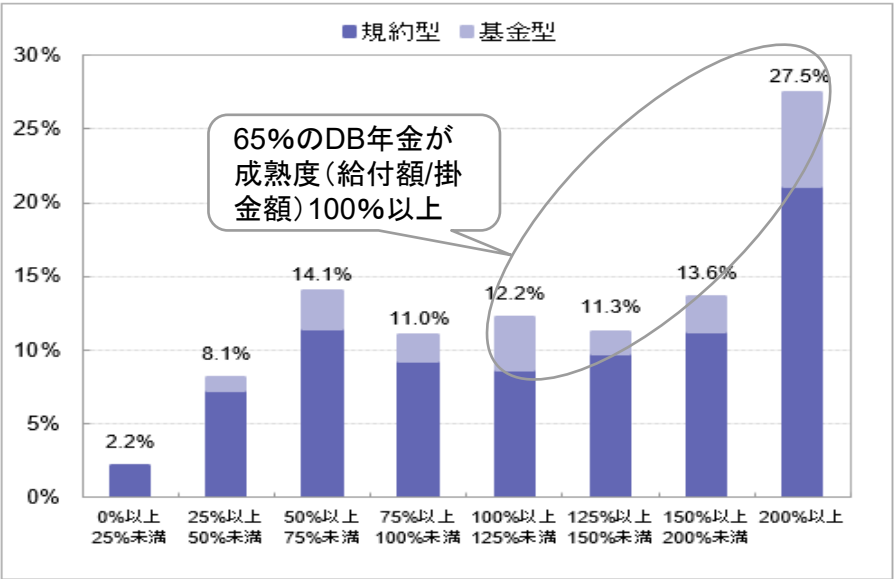
受給者数／加入者数(過去1年間の決算先を集計)

| 全体平均  | 基金型   | 規約型   |
|-------|-------|-------|
| 25.4% | 44.5% | 20.8% |



給付額／掛金額(過去1年間の決算先を集計)

| 全体平均   | 基金型    | 規約型    |
|--------|--------|--------|
| 170.3% | 189.6% | 165.7% |



## 1-4. 第1回「国民年金第3号被保険者制度等に関する検討会」の開催

- ・ 2026年9月4日、第3号被保険者制度および関連制度のあり方を検討する「第1回国民年金第3号被保険者制度等に関する検討会」が開催された

～以下、メールマガジン「第1回「国民年金第3号被保険者制度等に関する検討会」の開催」転載～  
【配信日】2026年9月7日

9月4日、第1回国民年金第3号被保険者制度等に関する検討会（以下、検討会）が開催されました。検討会は、第3号被保険者制度及び関連制度について検討を行うために設置されました。

検討会の概要は以下のとおりです。

### <検討会の設置趣旨>

- ・「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和7年法律第74号）」の附則、「経済財政運営と改革の基本方針2026」等において、第3号被保険者制度等の検討の必要性に言及。
- ・今般、有識者や労働者・使用者団体等からなる検討会を設置。

### <制度を巡る現状>

#### ○制度をとりまく近年の状況

- ・年金部会は、社会保障審議会年金部会における議論の整理（2024年12月25日）を公表。政府に対して、厚生年金保険への適用拡大※を進めることにより、第3号被保険者制度の縮小・見直しに向けたステップを着実に進めるとともに、第3号被保険者の実態も精緻に分析しながら、引き続き検討することを求めた。

また、所得保障機能の維持、給付と負担の公平性、就業困難者等への配慮、第1号被保険者とのバランス等の論点について、国民的な議論の場が必要との認識を示した。

※賃金要件は2026年10月に、企業規模要件は2035年10月に撤廃予定

#### ○女性の就労状況等

- ・女性の就業率が上昇、共働き世帯が増加。
- ・未婚率や女性の正規雇用比率も上昇。

#### ○第3号被保険者の状況

- ・1995年度1,220万人をピークに、2024年度には641万人までほぼ半減。
- ・第3号被保険者の大半は女性。
- ・国民年金被保険者のうち、第2号被保険者と第3号被保険者からなる夫婦は38%。第2号被保険者同士の夫婦は48%で増加傾向。
- ・第3号被保険者の5割以上が就労。うち多くは家事を主としながらパートとして就労。
- ・就労していない第3号被保険者の中には、出産・育児、介護・看護、健康上の問題により、すぐには仕事に就けない者がいる。

## 1-4. 第1回「国民年金第3号被保険者制度等に関する検討会」の開催

---

### <実態調査>

- ・第3号被保険者制度等に関する実態調査（アンケート、ヒアリング）を行い、2026年度中に結果を取りまとめる予定。
- ・世帯状況、就業状況の他、制度への評価等も調査。

### <今後の予定>

2030年の次期年金改正を見据え、議論を進めていく見込みです。

厚生労働省第1回「国民年金第3号被保険者制度等に関する検討会」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_75817.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_75817.html)

# 1-5. 上場企業の退職給付会計数値の集計結果 (2025年度)

- 2025年度(2025年4月~2026年3月決算)の積立比率は117.5%、前年度比14.7%ポイント上昇
- 数理計算上の差異は合計で5.9兆円の利益が発生

三菱UFJ年金ニュースNo.578【配信日】2026年9月15日

## ポイント

上場企業のうち、退職給付会計に関する詳細情報を開示している企業(2,727社)の2025年度の退職給付の状況について集計しました。

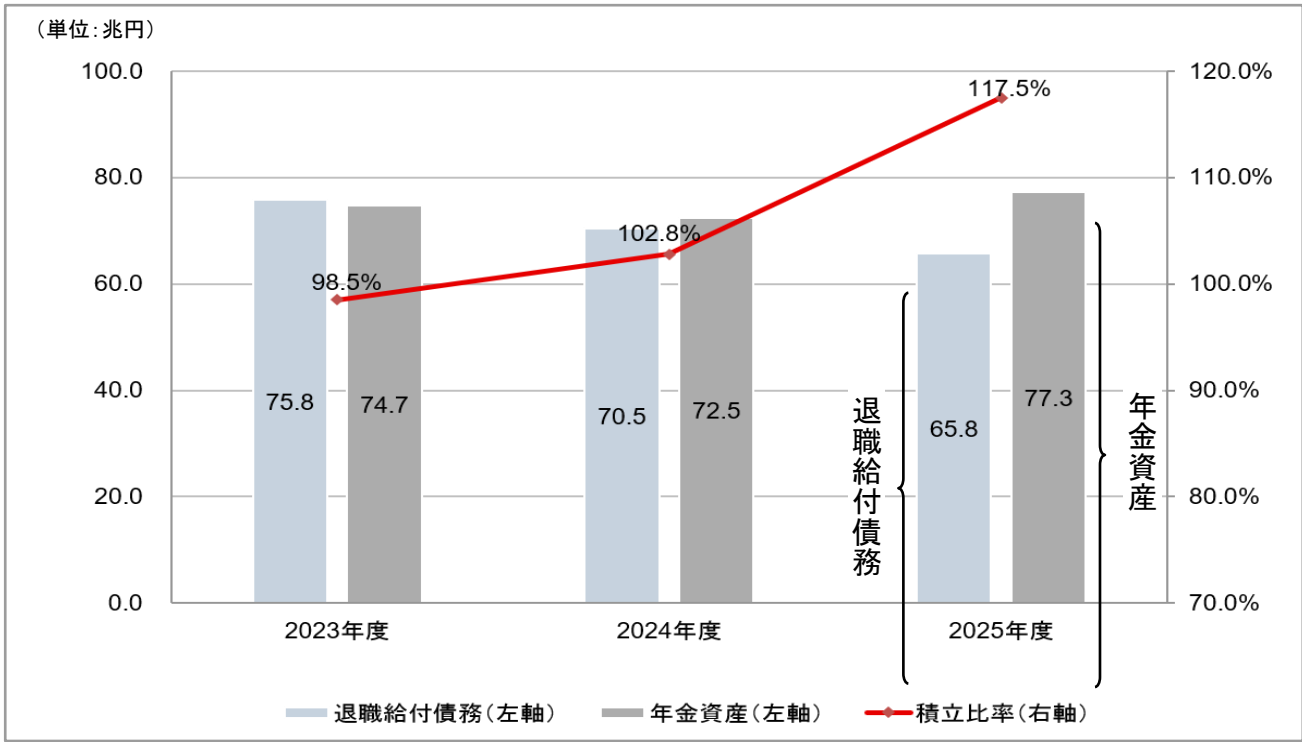
ポイントは以下の4点です。

- 積立比率は117.5%と前年度比14.7%ポイント上昇
- 割引率の平均は2.22%(前年度は1.41%)
- 数理計算上の差異は合計で5.9兆円の利益が発生  
(うち退職給付債務からの数理計算上の差異(利益)が2.9兆円発生)
- 退職給付費用は前年度から減少

(注) 日本経済新聞社のデータベース(日経NEEDS)を基に弊社作成

## 積立比率

積立比率が測定可能な全企業(対象社数2,723社)

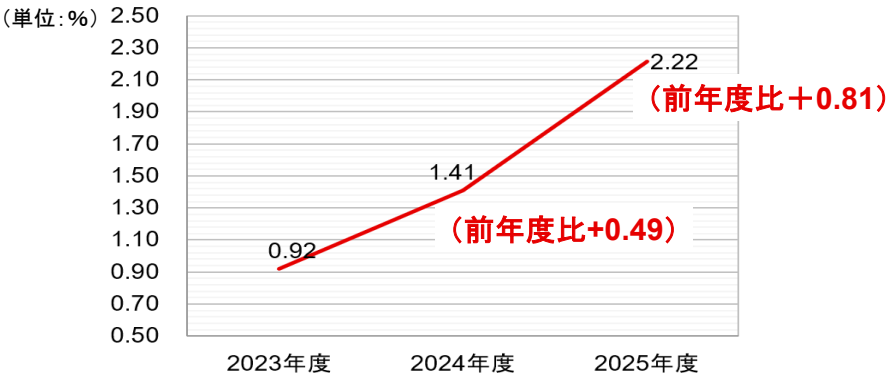


# 1-5. 上場企業の退職給付会計数値の集計結果 (2025年度)

## 割引率の状況

割引率の開示のある企業(対象社数1,996社)

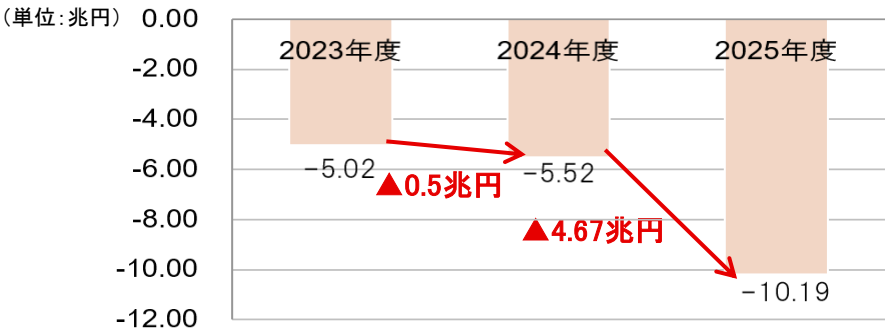
- 割引率(開示に幅がある場合は下限の値を集計)の平均は2.22%と、前年度よりも0.81%ポイント上昇しました。
- 割引率をマイナスで設定した企業は1社(前年度は4社)、0%は10社(同50社)と、いずれも前年度より減少しています。



## 未認識数理計算上の差異の状況

数理計算上の差異残高を計上しており、かつ、IFRS適用企業を除いた集計(対象社数1,680社)

- 割引率の上昇が主要因と想定される退職給付債務からの数理計算上の差異(利益)が2.9兆円発生、好況な運用結果が主要因と想定される年金資産からの数理計算上の差異(利益)が3.0兆円発生し、合計で5.9兆円(利益)となっています。
- 数理計算上の差異の期末残高は、10.2兆円(利益)と前年度比で利益が増加しました。



(単位: 億円)

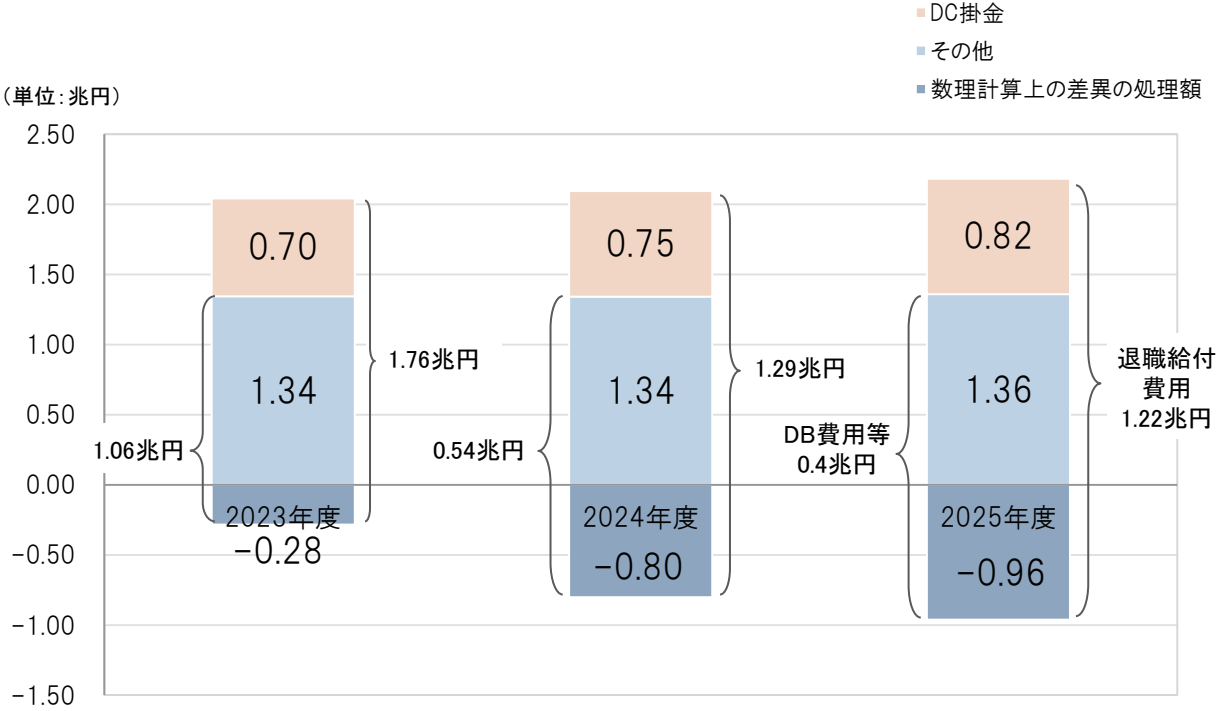
|        |                      | 2024年度   | 2025年度    |
|--------|----------------------|----------|-----------|
| 当期の増減額 | 期首残高                 | ▲ 50,234 | ▲ 55,159  |
|        | 数理計算上の差異の当期発生額       | ▲ 13,729 | ▲ 58,731  |
|        | 退職給付債務からの発生額         | ▲ 21,716 | ▲ 29,076  |
|        | 年金資産からの発生額           | 7,987    | ▲ 29,655  |
|        | 当期の費用処理額(組替処理による増減額) | 8,023    | 9,605     |
| その他の増減 |                      | 781      | 2,343     |
| 期末残高   |                      | ▲ 55,159 | ▲ 101,942 |

# 1-5. 上場企業の退職給付会計数値の集計結果 (2025年度)

## 退職給付費用

IFRS適用企業を除いた集計(対象社数2,537社)

- 退職給付費用の合計は1.22兆円と、前年度(1.29兆円)から減少しました。
- 退職給付費用のうちDC掛金を除いた、いわゆるDB費用等は0.4兆円、前年度の0.54兆円に比べて減少しています。



(注)その他は、勤務費用、利息費用、期待運用収益、過去勤務費用その他の合計です。

---

## 2. その他トピックス

## 2-1. 男女共同参画局、「女性版骨太の方針2026」を公表

- 2026年6月25日、男女共同参画局は「女性活躍・男女共同参画の重点方針2026」を公表
- 女性活躍・男女共同参画は、国の経済社会の持続的発展において不可欠な要素であると位置づけ、「Ⅰ女性の生涯にわたる健康支援」、「Ⅱ17の戦略分野における女性活躍」、「Ⅲ女性が活躍でき、暮らしやすい地域づくり」、「Ⅳ安全・安心が確保される社会の実現等」の4点についての方向性が示された

～以下、メールマガジン「男女共同参画局、「女性版骨太の方針2026」を公表」転載～  
【配信日】2026年6月30日

6月25日、男女共同参画局は「女性活躍・男女共同参画の重点方針2026」（以下、「女性版骨太の方針2026」）（※1）を公表しました。

女性活躍・男女共同参画は、国の経済社会の持続的発展において不可欠な要素であると位置づけたうえで、「Ⅰ女性の生涯にわたる健康支援」、「Ⅱ17の戦略分野（※2）における女性活躍」、「Ⅲ女性が活躍でき、暮らしやすい地域づくり」、「Ⅳ安全・安心が確保される社会の実現等」の4点について方向性が示されました。

「Ⅱ17の戦略分野（※2）における女性活躍」においては、公平性・公正性を確保した大学入学者選抜の実施や環境整備に関する内容等が、「Ⅳ安全・安心が確保される社会の実現等」においては、旧氏使用の論点が追記されましたが、当メールマガジンにて6月26日に配信した「女性版骨太の方針2026（原案）」で取り上げた内容については、大きな変更はありません。以下、再掲いたします。

### <Ⅱ17の戦略分野における女性活躍>

政府は、生産性や企業価値を高めるべく、「17の戦略分野」において、多様性 向上を通じたイノベーション拡大や事業変革促進に重きを置き、人材育成・就業促進・企業行動の変革を一体的に推進する方針を以下の通り示しています。

#### 【背景認識】

- ・戦略分野における女性比率（労働者・管理職・役員）が低い
- ・特に理系・デジタル系人材における女性不足が顕著
- ・就業継続、待遇改善、キャリアアップ、管理職・役員登用が課題

#### 【主な施策】

○「文理の壁」打破と各領域での女性活躍に向けた人材育成

- ・理工系女子人材の倍増に向け、大学の工学系学部的女子学生割合の倍増（2040年に女子学生比率36%目標）
- ・産学連携による人材育成
- ・戦略分野における理工系分野等のロールモデル提示や進路支援強化

## 2-1. 男女共同参画局、「女性版骨太の方針2026」を公表

### ○女性が能力を発揮でき、希望に応じて全方位型で活躍できる基盤の構築

- ・成長分野の訓練機会・教育訓練給付の拡充
- ・体力面・筋力面で不安を招く業務が含まれる戦略分野への対応として、ロボットの開発や遠隔操作の導入促進
- ・現場業務への対応として、女性用トイレ、更衣室、勤務時間に合わせ24時間対応可能な事業所内託児所の整備等の好事例周知

### ○女性活躍・就業継続のための環境整備と企業等の行動変容

- ・仕事と子育て・介護等との両立支援  
(家事支援サービス、ベビーシッター等の信頼性向上、税制を含む支援策検討)
- ・「えるぼしプラス(※3)」認定の取得促進、企業の事例周知
- ・「多様な正社員(※4)」制度について、専門家による導入支援、好事例周知
- ・フレックスタイム制度の導入時における適切な労務管理を徹底するための周知
- ・女性役員の目標設定やその目標達成に向けて行動計画策定済企業の好事例周知
- ・女性活躍を加速化する企業向けアウトリーチ・伴走型支援の在り方の検討実施

### <所見>

本方針では、17の戦略分野と女性活躍を紐づけ、各戦略の達成に資する取組として位置付けている点が特徴です。あわせて、人材育成から就業促進、定着、登用までを一体的に示しており、昨年度の方針と比べ、戦略との統合および施策の一貫性が強化された点が大きな変更点と思われます。

人的資本開示では、「どのような人材を、なぜ活かし、どのように企業価値につなげているか」が問われています。女性活躍も、経営戦略を実行する人材戦略としての説明が求められており、国同様、企業においても「戦略との関係性」がより重視されてくることと思われます。

### <ご参考資料>

※1 内閣府「女性活躍・男女共同参画の重点方針2026(女性版骨太の方針2026)」

[https://www.gender.go.jp/policy/sokushin/pdf/sokushin/jyuten2026\\_honbun.pdf](https://www.gender.go.jp/policy/sokushin/pdf/sokushin/jyuten2026_honbun.pdf)

※2 国の経済成長に欠かせない以下17からなる戦略分野

- ①AI・半導体、②造船、③量子、④合成生物学・バイオ、⑤航空・宇宙、⑥デジタル・サイバーセキュリティ、⑦コンテンツ、⑧フードテック、⑨資源・エネルギー安全保障・GX、⑩防災・国土強靱化、⑪創薬・先端医療、⑫フュージョンエネルギー、⑬マテリアル(重要鉱物・部素材)、⑭港湾ロジスティクス、⑮防衛産業、⑯情報通信、⑰海洋

※3 職場における女性の健康支援に係る取組が進むよう、職場におけるヘルスリテラシー向上のための取組など一般事業主行動計画に位置付けた取組の促進、女性の健康上の特性に配慮した休暇制度等を設けているなど積極的に女性の健康課題に対する取組を行っている企業を評価する仕組み

※4 勤務時間、勤務地、職務・職種を限定した正社員

## 2-2. 政府、「経済財政運営と改革の基本方針2026(原案)」と「日本成長戦略(案)」を公表

- ・ 2026年6月30日、政府は「経済財政運営と改革の基本方針2026(原案)」、および「日本成長戦略(案)」を公表

～以下、メールマガジン「政府、「経済財政運営と改革の基本方針2026(原案)」と「日本成長戦略(案)」を公表」転載～【配信日】2026年7月3日

6月30日「経済財政運営と改革の基本方針2026(原案)」(骨太の方針※1)、「日本成長戦略(案)」(※2)が公表されました。

これらの資料のうち、人事・社会保障分野に関連する主な政府方針案をご案内します。

### <人事>

#### ○賃上げ

- ・労働供給制約社会においては、賃上げは単なる分配ではなく、人材を惹き付け、消費の拡大を通じた生産性向上投資を促し、企業の行動変容を促進する「供給力強化」そのものと定義
- ・2029年度までの間で、物価上昇を年1%程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム(社会通念)として我が国に定着させる

#### ○人材育成

- ・教育・産業・雇用政策の連携による人材育成の一気通貫を推進
- ・リ・スキリング支援や労働移動の円滑化を通じた労働市場改革の推進

#### ○労働政策

- ・雇用保険制度における対応の在り方について、2026年内を目途に結論が得られるよう労働政策審議会にて継続検討(失業時等の生活保障や失業予防・雇用継続、労働移動を希望する働き手の早期再就職を後押しする仕組みへ見直すといった観点から)
- ・労働時間法制等に係る政策対応について、夏以降の労働政策審議会にて見直しを議論(裁量労働制、変形労働時間制、勤務間インターバル等)

#### ○多様な人材の活躍

- ・「女性活躍・男女共同参画の重点方針2026」等に基づく女性活躍推進(仕事と育児・介護等との両立支援、賃金格差是正等)
- ・70歳までの就業確保措置や処遇改善、高齢者の労働参加の促進・活躍機会の創出等
- ・障害者雇用の「質」の向上に向け、就労意欲のある障害者の能力発揮の促進等を検討

## 2-2. 政府、「経済財政運営と改革の基本方針2026(原案)」 と「日本成長戦略(案)」を公表

### <社会保障・年金>

- ・働き方の多様化や女性・高齢者の就労増加に対応し、働くことが報われる社会保障制度を目指す
- ・給付と負担の全体像を含む全世代型社会保障の将来的な姿を若者も含め、国民に分かりやすく情報提供
- ・現役世代の保険料率の上昇を止め、引き下げていくとの方針の下、マクロ的な社会保障負担率の目標について検討を進め、2026年度中に社会保障改革の具体化と工程の明確化を図り、順次実施
- ・GPIFのオルタナティブ投資の上限(資産全体の5%)に向けて取組む
- ・厚生年金に係る積立金の運用主体の状況の比較や定期的な検証を実施
- ・企業年金の運用状況等を比較可能とするシステムを整備する
- ・アセットオーナー・プリンシプルの受入状況に関する実態調査を実施

詳細は以下をご参照ください。

### <ご参考資料>

※1 内閣府「経済財政運営と改革の基本方針2026(原案)」

[https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2026/0630\\_shiryo01.pdf](https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2026/0630_shiryo01.pdf)

なお、「骨太の方針」は政府が経済・財政政策の柱となる基本方針を取り纏めたものです。

※2 内閣官房「日本成長戦略(案)」

<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/nipponseichosenryaku/kaigi/dai6/shiryou1.pdf>

## 2-3. 政府、「経済財政運営と改革の基本方針2026」と「日本成長戦略」を閣議決定

- ・ 2026年7月21日、政府は「経済財政運営と改革の基本方針2026」および「日本成長戦略」を閣議決定
- ・ 同日、「日本成長戦略」を踏まえた金融分野の施策パッケージである「成長投資を促進するための金融戦略」も公表

～以下、メールマガジン「政府、「経済財政運営と改革の基本方針2026」と「日本成長戦略」を閣議決定」  
転載～【配信日】2026年7月22日

政府は7月21日に「経済財政運営と改革の基本方針2026」(※1)、「日本成長戦略」(※2)を閣議決定しました。人事・社会保障分野に関連する内容については、当メールマガジンにて7月3日に配信した「『経済財政運営と改革の基本方針2026(原案)』と『日本成長戦略(案)』」で取り上げた内容と同様でした。

また、同じく7月21日、「日本成長戦略」を踏まえた金融分野の施策パッケージである「成長投資を促進するための金融戦略」(※3)も公表されましたので、併せてご案内します。

### 「経済財政運営と改革の基本方針2026」「日本成長戦略」

#### <人事>

##### ○賃上げ

- ・労働供給制約社会においては、賃上げは単なる分配ではなく、人材を惹き付け、消費の拡大を通じた生産性向上投資を促し、企業の行動変容を促進する「供給力強化」そのものと定義
- ・2029年度までの間で、物価上昇を年1%程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム(社会通念)として我が国に定着させる

##### ○人材育成

- ・教育・産業・雇用政策の連携による人材育成の一気通貫を推進
- ・リ・スキリング支援や労働移動の円滑化を通じた労働市場改革の推進

##### ○労働政策

- ・雇用保険制度における対応の在り方について、2026年内を目途に結論が得られるよう労働政策審議会にて継続検討(失業時等の生活保障や失業予防・雇用継続、労働移動を希望する働き手の早期再就職を後押しする仕組みへ見直すといった観点から)
- ・労働時間法制等に係る政策対応について、夏以降の労働政策審議会にて見直しを議論(裁量労働制、変形労働時間制、勤務間インターバル等)

##### ○多様な人材の活躍

- ・「女性活躍・男女共同参画の重点方針2026」等に基づく女性活躍推進(仕事と育児・介護等との両立支援、賃金格差是正等)
- ・70歳までの就業確保措置や処遇改善、高齢者の労働参加の促進・活躍機会の創出等
- ・障害者雇用の「質」の向上に向け、就労意欲のある障害者の能力発揮の促進等を検討

## 2-3. 政府、「経済財政運営と改革の基本方針2026」と「日本成長戦略」を閣議決定

### <社会保障・年金>

- ・働き方の多様化や女性・高齢者の就労増加に対応し、働くことが報われる社会保障制度を目指す
- ・給付と負担の全体像を含む全世代型社会保障の将来的な姿を若者も含め、国民に分かりやすく情報提供
- ・現役世代の保険料率の上昇を止め、引き下げていくとの方針の下、社会保障負担率の目標について検討を進め、2026年度中に社会保障改革の具体化と工程の明確化を図り、順次実施
- ・GPIFのオルタナティブ投資の上限(資産全体の5%)に向けて取組む
- ・厚生年金に係る積立金の運用主体の状況の比較や定期的な検証を実施
- ・企業年金の運用状況等を比較可能とするシステムを整備する
- ・アセットオーナー・プリンシプルの受入状況に関する実態調査を実施

### 「成長投資を促進するための金融戦略」

企業年金等に関する詳細は以下のとおりです。

#### ○GPIF

- ・GPIFのオルタナティブ資産は、上限(現行5%)に近づくまでに、4資産の枠内で管理する現在の仕組みの是非や新たな上限の検討等、リスク管理
- ・運用の高度化を進める

#### ○ODB、企業型DC

- ・他社比較を可能とする新システムを2027年度中に稼働

#### ○企業型DC、iDeCo

- ・加入者の拠出実態や諸外国の制度等を踏まえ、あるべき拠出限度額の水準や枠組みについて、次期年金制度改革までに検討
- ・適切な商品選択をサポートする施策(金融機関による個別商品のアドバイス、商品除外手続の緩和、商品数上限の在り方、指定運用方法の設定義務化等)を検討
- ・手続簡素化やコスト低減施策について、次期年金制度改革までに検討

### <ご参考資料>

※1 内閣府「経済財政運営と改革の基本方針2026「責任ある積極財政」元年 ～日本の挑戦を起動する!～」

[https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/honebuto/2026/2026\\_basicpolicies\\_ja.pdf](https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/honebuto/2026/2026_basicpolicies_ja.pdf)

なお、「骨太の方針」は政府が経済・財政政策の柱となる基本方針を取り纏めたものです。

※2 内閣官房「日本成長戦略」

<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/nipponseichosenryaku/pdf/jgs2026.pdf>

※3 内閣官房「成長投資を促進するための金融戦略 ― 資産運用立国のアップグレード ―」

<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/nipponseichosenryaku/kinyu/index.html>

## 2-4. コーポレートガバナンス・コードの改訂

- ・ **2026年7月21日、コーポレートガバナンス・コードの改訂が公表され、コードは83原則から30原則へと「プリンシプル化」「スリム化」された**

～以下、メールマガジン「コーポレートガバナンス・コードの改訂」転載～【配信日】2026年7月22日

7月21日、コーポレートガバナンス・コードの改訂が公表されました。

改訂に伴い、コードは、83原則（基本原則5、原則31、補充原則47）から30原則（基本原則4、原則26）へと「プリンシプル化」「スリム化」されています。

なお、企業年金、アセットオーナーに関連する原則「企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮」については、原則番号の変更のみ（「2-6」から「2-4」へ）で、内容は変わりません。

その他改訂のポイントは以下の通りです。

### ○改訂のポイント

#### (1)成長戦略の促進

- ・成長投資等に向けた取組みの重要性を明記
- ・例えば、①成長の道筋を構築、②成長投資（設備・研究開発・人的資本等への投資）、事業ポートフォリオ見直し等経営資源配分を具体的に説明、③経営資源配分の適切性を継続的に検証

#### (2)取締役会の機能強化

- ・独立社外取締役の役割・責務、質・量・独立性の確保の重要性を強調
- ・事務局（コーポレートセクレタリー等）の機能を強化すべき旨を記載

#### (3)有価証券報告書の定時株主総会前の開示

- ・株主総会における権利行使に係る適切な環境整備として、株主総会前の提出（3週間以上前の提出が望ましい）を例示

### ○改訂後コードに基づくコーポレートガバナンス報告書の提出期限2027年7月末

金融庁「コーポレートガバナンス・コード（2026年改訂版）の確定について」

<https://www.fsa.go.jp/news/r7/singi/20260721.html>

東京証券取引所「コーポレートガバナンス・コード（2026年7月版）の公表について」

<https://www.jpx.co.jp/corporate/news/news-releases/1020/20260721-01.html>

---

### 3. 年金ニュース・年金メールマガジン 発行履歴(2026年7月～9月)

### 3. 年金ニュース・年金メールマガジン発行履歴 (2026年7月～9月)

| 配信日      | タイトル                                       | 公的年金<br>企業年金 | その他 |
|----------|--------------------------------------------|--------------|-----|
| 6月30日(*) | 男女共同参画局、「女性版骨太の方針2026」を公表                  |              | ○   |
| 7月2日     | iDeCo加入可能年齢の引上げ等に伴うDC施行規則等の一部改正が公布         | ○            |     |
| 7月3日     | 第3回「確定拠出年金制度の運用改善等に関する有識者懇談会」の開催           | ○            |     |
| 7月3日     | 政府、「経済財政運営と改革の基本方針2026(原案)」と「日本成長戦略(案)」を公表 |              | ○   |
| 7月22日    | 政府、「経済財政運営と改革の基本方針2026」と「日本成長戦略」を閣議決定      |              | ○   |
| 7月22日    | コーポレートガバナンス・コードの改訂                         |              | ○   |
| 8月4日     | DB年金の2026年3月決算積立状況等                        | ○            |     |
| 9月7日     | 第1回「国民年金第3号被保険者制度等に関する検討会」の開催              | ○            |     |
| 9月15日    | 上場企業の退職給付会計数値の集計結果(2025年度)                 | ○            |     |

\*は前回の三菱UFJ年金ニュース特別版(2026.4～2026.6)に収録していない情報です。

三菱UFJ信託銀行株式会社  
トータルリワード戦略コンサルティング部  
〒100-8212 東京都千代田区丸の内1-4-5

[www.mufig.jp](http://www.mufig.jp)